



様式第5号(第12条関係)

許可第2621号

### 一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
氏名 有限会社 タナベ  
代表取締役 田邊 宏 様

令和8年2月24日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 家屋解体に伴う一般廃棄物等 ボサ・伐根等
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		令和8年 4月 1日から (2026年) 令和10年 3月31日まで (2028年)
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		大樹町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	広尾郡広尾町字紋別760番地3 南十勝環境衛生センター 広尾郡大樹町字萌和394番地2 南十勝廃棄物処理センター
	その他	関係法令を遵守すること

令和8年3月2日

大樹町長 黒川

